

セットアップ登録店 各位

平成13年12月25日
東京都自動車整備商工組合

かねてからORSEの方で関係機関と協議していましたが、外務省交付ナンバー車両へのセットアップが、この程、実施できることになりましたので、お知らせ致します。
また、牽引車両に係るセットアップ申込時の取扱い等セットアップ申込等に係る手続き等に関して、併せてご連絡致しますので、ご理解とご協力の程宜しくお願い申し上げます。

1. 外務省交付ナンバー車両へのセットアップについて

外務省交付ナンバー車両(以下「外交官車両」)へのセットアップ申込に当たっては、当該車両は、自動車検査証が無く、カタログ等の車両諸元を基に、外交官車両専用の「ETC車載器セットアップ申請書・申込書(外務省交付ナンバー、その他)」に記入し申請して下さい。尚、車両の登録番号については、外務省が交付した「外交官用自動車の登録証明書」を確認して下さい。

当該セットアップに係る取扱いについては、「外務省交付ナンバー車両の申込書記入要領」[別添-1]をご覧頂き、適正に実施するようお願い申し上げます。

また、外務省交付ナンバー車両用ETC車載器セットアップ申込書・証明書[別添参考]は、一部200円(送料・消費税込)とさせていただきます。必要の際は商工組合本部(TEL03-3388-8411 FAX03-3388-8421)へお申込み下さい。

お支払いは、お申込み月度に御請求させていただきます。

2. 「ETC車載器セットアップ業務マニュアル」の一部変更について

外交官車両セットアップ開始に伴い、「ETC車載器セットアップ業務マニュアル」を、次のとおり一部変更します。

変更箇所

「ETC車載器セットアップ業務マニュアル」19ページに記載する。

別紙-1 「車両の種類と車両情報の元及びセットアップ」(平成13年5月1日現在)

を

[別添-2] 別紙-1 「車両の種類と車両情報の元及びセットアップ」(平成13年11月1日現在)

に

変更頂くようお願いいたします。

変更箇所は、「外務省交付ナンバー車両」欄です。

3. けん引車両に係るセットアップ申込時の確認について

けん引装置を有する車両に係るセットアップについては、自動車検査証にけん引装置の記載がある場合、トレーラ側の自動車検査証を有している場合又はセットアップ申込に係る現車両に堅牢なけん引装置が装着されていることの確認をするとともに、セットアップの申込時に

お客様へ口頭により、けん引の有無について確認していただいているところですが、これらの確認行為を適正になされていない事例が認められ、再セットアップケースがあります。

けん引装置を有する車両のセットアップにつきましては、お客様がセットアップのお申込みの際には、必ずお客様にけん引の有無を確認いただくとともに、自動車検査証のけん引の記載及びセットアップする現車両に係るけん引装置の装着の有無を併せてご確認頂き、適正にセットアップ申込みを行うようにお願いします。

4. オンライン店におけるオンラインシステムオペレーションに関する注意

オンラインセットアップ店において、一部車両等に係る諸元の特殊性等から、お店のオンライン端末装置では、セットアップ申込に係る識別情報の入力が行えないことがあります。（「オンラインシステムオペレーションに関する注意事項」【別添ー3】参照）該当する車両のセットアップ手続きにつきましては、次により取扱いをお願いします。

該当車両に係るセットアップ申込につきましては、「ETC車載器セットアップ申込書・証明書」の4枚目（様式4の4（ORSE控））をORSEセットアップ係にFAX送付して下さい。

ORSEでは、送付された申込書に基づいて、識別情報を作成します。作成後、セットアップ登録店へ連絡します。

セットアップ店は、ORSEからの連絡を受けた後、登録店の端末装置から識別処理情報を出力し、オンラインでセットアップカードを作成して下さい。

セットアップ済の取扱いは、通常のセットアップの取扱いと同様です。

5. 車載器データクリアカードのはっこうについて

オンラインセットアップターミナルからは、車載器データクリアカードが発行できます。このカードの扱いについて、一部に誤解があるように見受けられますので、あらためてその使用目的についてお知らせします。

このカードは、車載器にセットアップされた情報をクリアするためのもので、お客様の情報がセットアップされた後にキャンセルされた場合など、そのお客様情報を車載器から消すために用いるものです。また、車載器搭載のまま中古車として手放すような場合にも、お客様の希望によって車載器にセットアップされている情報をクリアすることができます。

従って、車載器の情報を書き換えて再セットアップする時には、この新しい情報が上書きされることにより古い情報が無くなりますので、車載器データクリアカードを作成する必要はありません。 また、セットアップカードの内容をクリアして初期化するものではありません。

車載器データクリアカードは、通常のセットアップカードと同様、車載器の情報をクリアするためにセットアップを行った後に、完了報告を行わないと初期化（再使用可能な状態になりません。）されません。なお、このカードの発行に関わる発行手数料は無料です。注）発行の目的及び手順については、セットアップ端末操作説明書（CD-ROMに格納）またはセットアップ端末アプリケーション操作ダイジェストを参照して下さい。

6．配送セットアップ用常備セットアップカードの送付について

配送セットアップ用の常備セットアップカードは、配送セットアップ実行店1店舗当たり1枚までは、手数料500円にて受信店に貸与することになっていますが、それを越える追加カードについては、扱いが未定になっていました。

この度、発行手数料が決定し、追加発行の受付を開始しましたのでお知らせします。

追加カード貸与手数料:1枚当たり2,000円(消費税別)

申込方法 :配送セットアップ用常備セットアップカード追加申込書〔別添-4〕に必要事項、追加理由をご記入の上、ORSEセットアップ係までお送り下さい。

追加貸与について :識別処理情報の発行実績等を勘案して、追加貸与枚数について決定させていただきますので、貸与枚数について、ご希望に沿えない場合があります。

以上